

令和 6 年度有識者会議「審議のまとめ」を踏まえた対応状況について

1. 「コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の仕組みを最大限活用」

- 現在、改訂作業中の『『コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進』にかかる手引き』において、学校運営協議会の承認事項の例として「学校安全の推進に関すること」を盛り込むなど、学校安全に係る記載を充実する予定。
- 令和 7 年 11 月 8 日（土）「全国コミュニティ・スクール研究大会 in 仙台」について、「自然災害からの復興・創生を通して考えるコミュニティ・スクールと地域学校協働の可能性」をテーマとして開催予定。

2. 「中核を担う教職員には、学校内外との連携・調整機能充実のための「新たな職」の動きを踏まえつつ、中堅層の教師を充て適切な処遇等について検討」

- 本年 6 月に成立した給特法等一部改正法において、組織的・機動的な学校運営体制の充実を図るため、新たな職として「主務教諭」を置くことができることとし、9 月に各都道府県教育委員会等宛に発出された、給特法等一部改正法に係る留意事項等に関する通知において、「主務教諭」に関し、以下の記述を盛り込んだ。

.....

（抜粋）※下線部は本資料上における補足

2 教員給与の取扱いについて

（2）主務教諭の職の設置を踏まえた適切な給与について

今般、3. にあるとおり、新たな職として主務教諭の職を置くことができることとするが、主務教諭の職務を踏まえ、主務教諭の設置に伴う新たな級の創設による適切な処遇についても検討されたいこと。（略）

3 主務教諭の職の設置について

（3）主務教諭の職務について

主務教諭の職務は、児童の教育をつかさどり、及び校長等から命を受けて当該学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行うものであり、担当する教育活動に関して核となって調整を行うことが想定されること。例えば、教育相談や特別支援教育に関する連絡調整などの児童生徒への必要な対応や、校内研修、学校安全、情報教育、道德教育といった学校横断的な取組への対応などについて担当し、教職員間の総合的な調整を行うことが考えられること。

このため、一定の経験、知識等を有する教諭のうち、こうした役割を担うことができる教諭が主務教諭として任用されることになると考えられること。（略）

（4）主務教諭を含む学校における校務全体のマネジメントについて

主務教諭の職が適切に機能し、教職員間の連携・協働が円滑かつ効果的に行われるよう、主務教諭のみに業務が集中することのないよう留意しつつ、主務教諭の配置により、学校の組織的・機動的な学校運営体制の充実が図られ、若手教師の支援にもつながることや、学校全体の業務をより効率的に行うことが可能となることを期待されることを踏まえ、校長等はその権限において学校全体の校務のマネジメントに取り組んでいただきたいこと。

.....

→今後、学校安全関係者の研修や担当者会議の場等においても、積極的な周知を予定

学校安全の推進に関する組織体制の整備と地域等との連携についての

～複雑化・多様化する課題に対応するための、実効的・持続的で安全・安心な学校づくりに向けて～ 審議のまとめ

1.これまでの議論

- 学校の努力だけでは防止できない事案（地震などの自然災害、不審者侵入事件、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する事案等）の顕在化
- 学校安全に関する課題の複雑化・多様化
 - 実効的・持続的な学校安全の取組を組織的に推進する必要
 - セーフティプロモーションスクール*1の考え方を取り入れた取組の充実
 - コミュニティ・スクール*2の仕組みの活用を含む地域との連携・協力の必要性
 - 学校安全計画・危機管理マニュアルを見直すサイクルの構築が必要

*1学校安全について組織的・計画的に地域等と連携し、実践・改善を継続するものとして認証された学校

*2地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する学校運営協議会を置く学校

令和7年3月3日

地域や関係機関等との連携・教職員及び校内組織体制について検討・整理

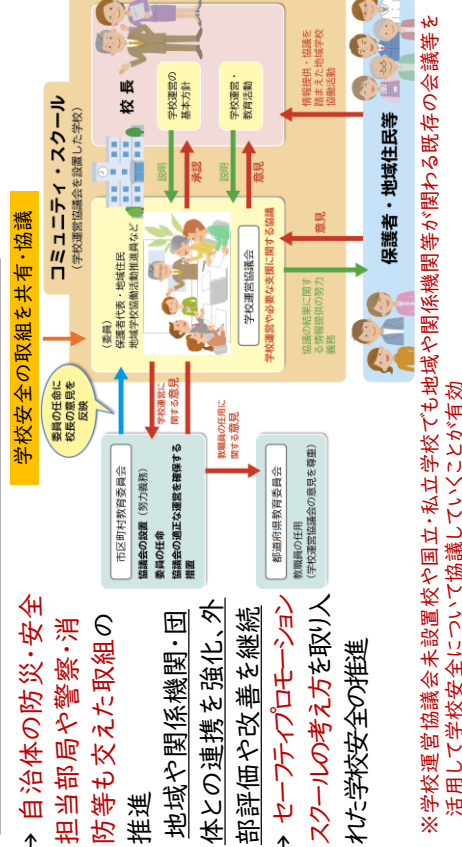
2.地域や関係機関等との連携体制の整備

- コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の仕組みを最大限活用
- 「安全教育」「安全管理」の充実の観点から連携の充実を図る
 - 「学校安全計画」「危機管理マニュアル」を学校運営協議会等の場で共有し、協議を行う

- 自然災害や犯罪被害は地域においても共通の課題

- 自治体の防災・安全担当部局や警察・消防等も交えた取組の推進

- 地域や関係機関・団体との連携を強化、外部評価や改善を継続
 - セーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れた学校安全の推進



※学校運営協議会未設置校や国立・私立学校でも地域や関係機関等が関わる既存の会議等を活用して学校安全について協議していくことが有効

4.教職員の学校安全に関する資質能力の向上とそれを支える環境整備

- 各教職員が、できるだけ速やかに必要な資質能力を習得したり、学校安全の諸課題への対応能力を身に付けられるようにする必要
 - 教職員の負担を軽減しつつ、効率的・効果的に学べるよう、オンライン・オンデマンド形式や実習・演習形式を適切に組み合わせた研修を充実
 - 校長等の管理職のリーダーシップの下、中核を担う教職員が中心となって、計画的かつ着実な研修・訓練等を実施する必要
 - 学校安全に関する研修の教員研修計画への位置付け、法定研修での取り扱い、研修受講履歴の適切な記録、教員養成における学修の充実
- ※国立・私立学校に対しても、積極的な情報提供や研修の機会の提供等を通じて、地域全体での資質能力の向上や連携体制の強化を図る必要

3.学校安全の中核を担う教職員及び校内組織体制の整備・充実

- 学校安全の校内組織体制の整備・充実を図る
 - 学校安全を学校経営方針の柱に位置付ける
 - 校長等の管理職のリーダーシップの下、校務分掌に中核を担う教職員を位置付けつつ、全ての教職員で取り組む校内組織体制を構築する
 - 中核を担う教職員には、学校内外との連携・調整機能充実のための「新たな職」の動きを踏まえつつ、中堅層の教師を充て適切な処遇等について検討
 - 学校の設置者は各学校の組織体制整備を支援する
 - 各教職員に求められる役割及び資質能力を整理
 - 教師の負担軽減のため、地域の多様な関係者等と効果的な連携を図る



全ての教職員	・学校安全の重要性の理解、推進するための課題の認識 ・各自の役割に係る取組とマニュアル等見直しへの参画、安全教育の実施 ・事故の未然防止に関する安全管理、事故等発生時の対応の実施等
校長等の管理職	・学校経営に学校安全を位置付け、学校安全の方針を示す ・事故の未然防止、発生時における安全確保のリーダーシップ ・校内組織体制及び、家庭・地域・関係機関等との連携体制の整備等
中核を担う教職員	・校内組織の円滑な機能、取組の効果を上げる調整・指導・助言 ・実効性のある学校安全計画・危機管理マニュアルの策定・見直し ・校内研修の企画・実施、外部機関との連絡調整の窓口等